

令和 4 年 6 月 26 日現在

機関番号：32610

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03511

研究課題名（和文）宗教法人制度における法人財産の性質と公益性のあり方に関する考察

研究課題名（英文）Study on public dimensions of religious corporations and their various properties -comparative approach with Islamic Waqf and Japanese religious foundations.

研究代表者

藤原 究（FUJIWARA, KIWAMU）

杏林大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：30612569

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：イスラム寺院等の宗教組織に対して財産を寄進する際に「ワクフ」といわれる制度が利用されることがある。「ワクフ」は基本的に公益を目的とするものに限られており、中でも「公益ワクフ」は信託に類似する公益目的の財産利用形態となっている。こうした仕組みをわが国の宗教団体の財産管理において利用する可能性を探るには、前提として、宗教団体の情報開示と公益への貢献が不可欠である。今回調査対象としたトルコ共和国と、わが国の制度に違いはあっても、こうした宗教団体の外部に対する活動とその透明性の確保が、宗教団体の運営上安定した裏付けとなるような財産の集積を認める社会的な信頼につながっているという点において知見を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、トルコにおける「公益ワクフ」と宗務庁の関わりといった従来検討されていなかった角度から宗教と法の間を問いなすものであり、憲法学における宗教の位置づけにおいても新たな視点を与えるものになりうると考えられる。さらには、公益法人制度における宗教団体・宗教法人の法的な位置づけを明確にすることで、その際に宗教団体・宗教法人が対象となりうるのかも含めて検討する際に重要な貢献をもたらすものになると考えられる。また、宗教団体側の考える公益性と市民の考える公益性との間の乖離の隔たりを埋め、宗教団体と市民の信頼関係を構築するための手がかりをもたらすことにつながると考える。

研究成果の概要（英文）：The economic foundation that supports the mosque is called Waqf. Waqf can normally be used for public businesses. Among them, the “public waqf” is a method of using property that emphasizes the public interest similar to a trusteeship. In order to utilize such a system in Japan as well, the public contribution of religious foundations and their transparency regarding their activities are indispensable. It turned out that the public activities and transparency of religious foundations are the premise of social trust that allows religious groups to continue their stable activities both in Turkey and in Japan, surveyed this study.

研究分野：宗教法人法

キーワード：宗教法人 公益法人 法人

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の背景には、これまで宗教団体を取り巻く法的問題点について、従来より十分な検討がなされてこなかったという問題意識がある。具体的には、第一に、宗教団体の法的な位置づけを明確化しようとする試みは、従来の硬直化した「信教の自由」および「政教分離」を出発点とした宗教と法の議論に対して、新たな光を当てるものであるといえる。これまでの宗教と法についての議論は、国家と宗教団体という視点が注目されながら、より本質的な市民と宗教団体の関係性については、十分な検討がなされてきたとはいえない。しかしながら、本研究では、トルコにおける「公益ワクフ」と宗務庁の関わりといった従来検討されていなかった角度から宗教と法の間を問いなおすものであり、憲法学における宗教の位置づけにおいても新たな視点を与えるものになりうると考えられる。

第二に、2006年よりはじまった公益法人制度改革においては、宗教法人や学校法人は対象とされなかったが、今後の社会における公益団体の果たす役割の重要性から考えても、制度の拡張は不可避であると考えられる。そこで、本研究を通じて、公益法人制度における宗教団体・宗教法人の法的な位置づけを明確にすることで、その際に宗教団体・宗教法人が対象となりうるのかも含めて検討する際に重要な貢献をもたらすものになると考えられる。

第三に、公益を担う団体として、現在の宗教団体はその期待に十分に応えているとはいえず、宗教団体に対する市民の信頼も決して高くない。この背景には、宗教団体側の考える公益性と市民の考える公益性との間の乖離がある。こうした隔たりを埋め、宗教団体と市民の信頼関係を構築し、宗教団体が真の公益団体として社会の一員となるためには、宗教法人の財産保有のあり方、寄附金税制の位置づけ、法人の情報開示とガバナンスなど幅広い制度設計を行った上で、現行の宗教法人法制を改め、宗教法人の社会における存在を問い直す必要がある。その際には、本研究のような民法にとどまらない、法律学を横断する検討の成果が重要な示唆を与えると考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、我が国における宗教法人法制を考える上で不可避な課題である宗教団体・宗教法人のもつ「公益性」とそれを裏付ける法律上の制度のあり方について、多面的な角度からその内容と課題を明らかにするとともに、わが国の宗教を取り巻く現状に適合した宗教団体と信者の関係性に沿った宗教法人法制のあり方を検討することを目的としている。

## 3. 研究の方法

研究は、3つのサブテーマに分けて、現地調査を文献による研究を中心に進める。具体的には、(1) 宗教団体運営における透明性・ガバナンス、(2) 宗教団体に対する寄附金や布施の法的性質、(3) 宗教団体の管理する資産の法的性質と行政機関の関与という3つの

サブテーマを設定した上で、研究を進める。これらのテーマは従来宗教団体に関する問題として多面的な検討が行われたことはなく、本研究を通じて、わが国の実情に即した宗教団体に対する法規制の再構築に資する研究成果の獲得を目指す。

#### 4. 研究成果

まず当初は（１）宗教団体運営における透明性・ガバナンスについて重点的に検討を行った。このサブテーマについては、宗教団体運営を適正に行う為の宗教団体制のあり方を明らかにするべく、現行法制における情報公開の状況や公益活動の状況などを調査・検討した。各団体の情報公開の規模は極めて狭く、特に財務内容の情報公開については、非常に遅れていると言わざるを得ない。宗教団体は、教団内部における活動にとどまらず対外的な公益活動も要求される場所であるが、宗教団体の公益的活動に全面的な公益性を認めているとはいえず、その影響が後述する寄付金の取り扱いなどに影響を与えている。

次に（２）宗教団体に対する寄附金や布施の法的性質のサブテーマについて検討を行った。宗教団体の寄附金や布施についての現在までの議論を整理するとともに、政教分離が厳格であり、宗教財産の取扱いに特徴のあるトルコにおいて現地調査を行い、寄附や布施の法的対応について現状の問題と課題を確認した。イスラム教圏において、トルコは厳格な政教分離体制を取る国家として知られており、わが国における国家と宗教の関係性に一定の示唆を与える宗教と国家の関係性を有している。中でも「ワクフ」は「サダカ」と言われる寄進の一種であり、モスクの維持管理や共有財産への維持管理に向けての寄付がこれに含まれる。ワクフについては、行政上これを管轄する機関を設置してこれを管理している。これらの機関による管理のあり方については、国ごとに違いも多い。なかでもトルコの宗教団体について民事法、宗教法人法制という観点からの研究は殆どなされていないなかで、現地での聞き取り調査などを通じて、わが国の寄附金制度における問題点と取り組みの差異について検討を行った。特にトルコにおける現状と課題を見るなかで、宗教団体の公益性が裏付けられるという前提の中で、ワクフの主体としての地位が認められているが、その前提には、12世紀には公益を目的としたワクフとして増加しており、長い歴史を有しているだけではなく、その過程において脱税をはじめとした多くの不正があり、これに対する対策としてその利用の場面は大きく制限されてきた。

こうした点を前提として、宗教団体の管理する資産の法的性質のサブテーマに重点を置いて検討を行った。宗教団体の資産保有については、単なる法人による資産の所有という側面だけではなく、信者と宗教団体という特別な信頼関係を裏付けとして成立していることに注目し、信託法における基本的な概念との類似性について、文献等を通じて検討を行う。ここでは、特にアメリカとわが国における信託法制度の現状を比較考察した。イスラム法におけるワクフは、その設定者と受益者の関係性が信託関係における委託者と受益者の関係と類似している。しかしながら、ワクフにおいてはその目的は「公益」をとするように限られており、その点において特徴を有する。トルコにおける「公益ワクフ」の置か

れている現状と課題、実際の運用の状況を現地調査によって知るとともに、寄附金や布施についての追加調査を行った。宗教団体とその資産であるところの「公益ワクフ」の管理に関する行政機関としてトルコにおける宗務庁が重要な役割を果たしているが、その組織や権限については確認をおこなった。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、現地での調査が制限を受けたため、多くがイスラム法を学んだ者によって構成されるトルコ宗務庁において、ワクフの法制における近代法とイスラム法との相互作用や宗務庁・ワクフ法制の政教分離上の理解がどのように対応しているかについては十分に明らかになるほどの聞き取りを行うことができなかった。

## 5. 主な発表論文

### 雑誌論文

藤原究、宗教法人運営における現状と課題、杏林社会科学研究、査読有り、34 巻 1 号、2018 年、75-89

藤原究、宗教法人の管理運営とそれを取り巻く法的問題（法と宗教をめぐる現代的諸問題）愛知学院大学宗教法制研究所紀要、60 巻、2020 年、69-95

NAID : 120006976451

藤原究、新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について、杏林社会科学研究、査読有り、36 巻 1・2 号、2020 年、55-61

藤原究、公益法人制度改革と宗教法人、杏林社会科学研究、査読有り、36 巻 4 号、2021 年、131-143

### 口頭発表

岩隈道洋「トルコにおける『イスラーム情報法』 Ali Türkmen“İslâm İletişim Hukuku”」法文化学会第 23 回研究大会（2022 年 2 月 5 日・中央大学多摩キャンパス）

岩隈道洋「人文社会系研究と産業界との連携 比較法学と ELSI の視点から」第 7 回人文・社会科学研究推進フォーラム（2022 年 3 月 7 日・中央大学市ヶ谷田町キャンパス）

## 6. 研究組織

### (1) 連携研究者

連携研究者名：岩隈道洋

ローマ字氏名：IWAKUMA Michihiro

所属研究機関名：中央大学

部局名：国際情報学部

職名：教授

研究者番号：80365212

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤原 究   | 4. 巻<br>36巻1・2合併号   |
| 2. 論文標題<br>新型コロナウイルス感染症の拡大下における宗教団体を取り巻く状況について（特集 コロナ危機によせて） | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>杏林社会科学研究   | 6. 最初と最後の頁<br>55-61 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                                | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                        | 国際共著<br>-           |

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 1. 著者名<br>藤原 究                        | 4. 巻<br>36巻4号         |
| 2. 論文標題<br>公益法人制度改革と宗教法人              | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>杏林社会科学研究                    | 6. 最初と最後の頁<br>131-143 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし         | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著<br>-             |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤原 究                                       | 4. 巻<br>60          |
| 2. 論文標題<br>宗教法人の管理運営とそれを取り巻く法的問題（法と宗教をめぐる現代的諸問題(11)） | 5. 発行年<br>2020年     |
| 3. 雑誌名<br>愛知学院大学宗教法制研究所紀要                            | 6. 最初と最後の頁<br>69-95 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし                        | 査読の有無<br>無          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）                | 国際共著<br>-           |

|  |                     |
|--|---------------------|
| 1. 著者名<br>藤原 究                         | 4. 巻<br>34-1        |
| 2. 論文標題<br>宗教法人運営における現状と課題             | 5. 発行年<br>2018年     |
| 3. 雑誌名<br>杏林社会科学研究                     | 6. 最初と最後の頁<br>75-89 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>有          |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-           |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

|       | 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号)                         | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号)             | 備考 |
|-------|---|-----------------------------------|----|
| 連携研究者 | 岩隈 道洋<br><br>(IWAKUMA MICHHIRO)<br><br>(80365212) | 中央大学・国際情報学部・教授<br><br><br>(32641) |    |

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|